

【新久台地区地区計画の内容】

名 称	新久台地区地区計画	
位 置	入間市大字新久字追越山及び八坂ノ前各一部	
面 積	約 2.7 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	
	本地区は、西武池袋線仏子駅から南へ約 900 m に位置し、民間開発により基盤整備がなされ、既に良好な環境を有する戸建住宅地を形成してきた。そこで本地区は、現在の良好な戸建住宅地としての住環境の保全を図るとともに、さらに、香り豊かな緑の文化都市にふさわしい、一層の住環境の形成を図ることとする。	
	土地利用の方針	
	地区全体を低層住宅地にふさわしい土地利用を図るとともに、その居住環境が損なわれないよう規制、誘導をする。	
地区施設の整備方針	地区施設の整備方針	
	本地区における地区施設は、既に道路、公園が整備されており、今後ともその機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図るものとする。	
	建築物等の整備方針	
	(1) 良好的な住環境を保全していくため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。 (2) 快適な街並、景観をつくりだすため、かき又はさくの制限を行う。 (3) 敷地の地盤高は周辺の環境を損なわないよう努める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園 1ヶ所 412 m ²
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 住戸の数が二を超える共同住宅又は長屋 2. 寄宿舎、下宿 3. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4. 公衆浴場
		建築物の敷地面積の最低限度 130 m ²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、70 cm以上とする。 ただし、外壁の後退位置の限度に満たない距離にある建築物の建築部分が、次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。 (イ) 外壁又は、これに代わる柱の中心線の長さの合計が、3 m以下であること。 (ロ) 軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ床面積の合計が 10 m ² 以内の物置等。 (ハ) 軒の高さが 2.3 m 以下の自動車車庫。
備考	かき又はさくの制限	道路に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 1. 生垣、竹垣 2. 宅地造成地盤面からの高さが 1.2 m 以下の透視可能なフェンスとし、内側に植栽を施すものとする。ただし、基礎（コンクリートブロック、レンガ、石積）を構築する場合の基礎の高さは、宅地造成地盤面から 60 cm 以下とする。 3. 宅地造成地盤面からの高さが 1.2 m 以下のブロック塀等で道路側に幅 60 cm 以上の植栽を施したもの。

「区域は、別紙図面のとおり」

